

収滞納管理(コンビニ交付)に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

【仕様の定義対象について】

(1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

- 税目は、固定資産税、個人住民税、軽自動車税および国民健康保険税(料)を対象とする。

(2) 中間標準レイアウト仕様として定義していないもの

- 法人住民税は対象外とする。

【データ連携方法について】

別紙(データ連携インターフェース仕様書)で定義する。

【データ連携の留意事項】

- 桁落ち(桁あふれ)した場合は、誤交付につながることから、該当者の制限情報データを作成し、コンビニ交付できないようにすること。
- 対象年度については、移行元、移行先システム事業者並びに団体3者で協議すること。
- 対象とする税目については、移行元、移行先システム事業者並びに団体3者で協議すること。

【仕様変更について】

今後の法改正等による仕様変更は、毎年の中間標準レイアウト仕様更改にあわせて、反映する。
それより前にレイアウト変更の必要が発生する場合は、別途、J-LISより案内する。